

に食事を終り、テーブルスピーチに移つた。まづ乗杉會長挨拶に對し、大阪音楽學校長永井幸次君の謝辭あり、岡野理事長の指名により名古屋の安田俊高君、新潟の大西正直君、廣島の渡邊彌藏君、京都の近藤義次君、東京の山田耕伴君等の追懷談もとり、くに面白く、鈴木東洋音楽學校長の發聲に陛下の萬歳を三唱して宴席を閉ぢ、席を改めて再び談笑の後散會したのは午後九時を過ぐる頃であつた。

〔同聲會報〕第二五二号 昭和十四年十一月・十二月 二一―一五頁

教育音楽研究大會時間割

日	時	
	前	後
十一月二十三日(木)	八時―九時 九時―十時 十時―十一時 十一時―十二時 十二時―一時 一時―二時 二時―三時	記 念 式 (記念演奏)
十一月二十四日(金)	開會ノ辭 文部大臣 訓辭	夜七時 洋 樂 演 奏 會 (日比谷公會堂)
十一月二十五日(土)	夜七時 邦 樂 演 奏 會 (日比谷公會堂)	同 上
	會員 研究 發表 表	懷 舊 談 貴族院議員 伊澤多喜男氏

昭和十四年十一月 東京 音楽 學校

〔昭和十四年十一月 六拾周年行事書類 第二册〕

国家行事への参加

(一) 大禮奉祝関連

昭和三年十一月に昭和天皇の即位の大禮式が行われた。東京音楽學校において同年十一月十七、十八日に学友会による「御大典奉祝演奏會」、

十二月十二日には皇后陛下をお迎えしての大禮奉祝演奏會の邦樂の部が、ついで同月二十二日と二十三日には洋樂の部が催されたことは、すでに本書『演奏會篇第二卷』に掲載されているとおりである。

ここでは本学に保管されている『昭和三年八月 大禮奉祝書類 東京音楽學校』と表書きされた綴りより、本校の奉祝演奏會とくに關係のある文書を掲げておく。これらの文書によると、当初、奉祝の献品として六曲を計画していたが、直前になつてそのうちの一曲を取り下げていたことなどがわかる。なおこの綴りは奉祝事業全体の日程を記した「大禮諸儀一覽」や、十一月十日即位式当日の諸學校における「即位禮奉祝儀式中萬歳奉稱方ノ件」などの文書を含む。

今秋行ハセラル、大禮奉祝ノ爲文武官一同ヨリ獻上品捧呈ノ件ニ關シ左記ノ通内閣書記官長ヨリ通牒有之タル趣文部次官カラ通牒アリマシタカラ來ル七月分俸給ノ内カラ差引キ文部省ニ送付スルコトニ致度豫メ御承知置ヲ願ヒマス

記

- 一、各省各廳合同シテ捧呈スルコト
- 二、高等官 (高等官待遇ノ者ヲ含ミ國務大臣ヲ除ク) ハ俸給月額百分ノ一、判任官 (判任官待遇ノ者ヲ含ム) ハ二百分ノ一ノ金額ヲ釀出スルコト但シ主事ハ高等官ニ準スルモ其ノ釀出金額ハ判任官ノ例ニ依ル
- 三、前號ノ釀金ハ各其ノ廳ニ於テ取纏メ來ル九月末日迄ニ内閣官房會計課ヘ送付スルコト
- 四、獻上品選定其ノ他獻上ニ關スル一切ノ事務ハ内閣書記官長ニ任スルコト

昭和三年四月

東京音樂學校長

六、職員生徒兒童

萬歳ヲ奉稱ス

教授、助教授、書記各位

官會二一八號

文部省訓令第十九號

昭和三年十月三十一日

直轄諸學校

文部省

公立私立ノ高等學校及專門學校

東京音樂學校長殿

北海道廳府縣

本年十一月十日即位ノ禮ヲ行ハセラルルニ付當日各學校ニ於テ職員生徒兒童ヲ參集セシメ左ノ次第ニ準シ奉祝ノ式ヲ舉クヘシ但シ天皇陛下

大禮諸儀等ノ左記期日ニハ各官衛ニ於テ國旗ヲ掲揚スルコトニ次官會議ニ於テ申合有之候旨内閣書記官長ヨリ通牒有之候ニ付此段及通達候也

皇后陛下ノ御寫眞ヲ拜戴セサル學校ニ於テハ左記第二號ノ式ヲ闕キ又音樂若ハ唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

十一月六日 京都ニ行幸ノ儀
全 十日 即位ノ禮
全 十四日、十五日 大嘗祭
全 十六日 大饗第一日ノ儀
全 十七日 大饗第二日ノ儀
全 廿七日 東京ニ還幸ノ儀
十二月 日 東京市御大禮奉祝會當日(地方ハ除ク)

昭和三年十月十五日

文部大臣 勝田 主計

儀式次第

- 一、職員生徒兒童「君が代」ヲ合唱ス
- 二、職員生徒兒童
- 天皇陛下

皇后陛下ノ御寫眞ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ大禮ニ關スル訓話ヲ行フ

五、職員生徒兒童ハ文部省選定ノ大禮奉祝唱歌ヲ合唱ス

昭和三年十月廿六日起案 十月廿七日決定

獻品願案

獻品願

今回御大禮奉祝ノ微意ヲ表センカ爲

別紙目録ノ歌詞曲譜ヲ謹製シ献上仕度ニ付
御詮議ノ上御許可相成度比段奉願上候也

年月日

宮内大臣宛

東京音楽學校長

目録

- 一、大禮奉祝合唱歌
 - 二、大禮奉祝聖の御代 生田流箏曲
 - 三、同 山田流箏曲
 - 四、大禮奉祝御代の曙 海の卷 江戸長唄
 - 五、同 山の卷 江戸長唄
 - 六、大禮奉祝露の八千草 常磐津節
- 以上

昭和三年十月三十日起案

年月日

東京府知事宛

校長

御大禮奉祝ノ爲本校ヨリ獻品致度ニ付別紙願旨進達相成度候也

宮獻第四八號

昭和三年十一月六日

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介印

東京音楽學校長乗杉嘉壽殿

一、大禮奉祝合唱歌曲譜

外五種

右献上願出ノ處採納可相成候條現品赤坂離宮へ差廻相成度候

追テ現品受付期間ハ昭和三年十一月一日ヨリ全四年一月二十日迄ト
ス

總第一三三號

昭和三年十一月七日

東京府印

東京音楽學校長

乗杉嘉壽殿

一、大禮献上品採納通知書 壱通

右及傳達候也

音庶第七五號 昭和三年十二月十七日起案 決定 決行

献上品取消案

献上品ノ一部取消願

本年十月二十七日附ヲ以テ御大禮奉祝ノ爲本校ニテ謹作シタル歌詞
曲譜ノ献上ヲ願ヒ十一月六日附御許可ヲ得タル處本月十二日皇后陛
下本校へ行啓被爲其乃節仕様事情ニテ大禮奉祝聖ノ御代生田流箏曲
ノ演奏ヲナス能ハサリシニ因リ献上品ノ内ヨリ之ヲ取除キ度此段願
上候也

年月日
宮内大臣宛

校長

右大禮奉祝品上納相成領收候也

宮内大臣官房庶務課

大禮獻上品掛印

第七號

昭和三年十二月二十五日

昭和三年十二月廿七日

東京音樂學校長

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介印

乘杉嘉壽殿

東京音樂學校長乘杉嘉壽殿

一、大禮奉祝聖ノ御代生田流箏曲 巻册

音乙第三三號 昭和四年四月廿五日起案 四月廿七日決定 決行

但昭和三年十一月六日宮獻第四八號採納通知ノ内

回答案

右獻上邦辭方出願之件聞届候條御了知相成度候

年月日 校 長

文部次官宛

宮獻第四八號

昭和三年十一月六日

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介印

御大禮ニ關シ計畫施設又ハ實行シタル事項ノ件

一月八日官文六四號御照會ノ標記ノ件左記及回答候也

東京音樂學校長乘杉嘉壽殿

(注意) 別紙トシテ演奏曲目ヲ添付スルコト

一、大禮奉祝合唱歌曲譜

外五種

記

右獻上願出ノ處採納可相成候條現品赤坂離宮へ差廻相成度候

一、大禮奉祝ノ微衷ヲ表センカ爲本校教授及斯道ノ名家ニ夫々委囑

追テ現品受付期間ハ昭和三年十一月一日ヨリ全四年一月二十日迄ト
ス

シテ左記奉祝ノ歌詞竝曲譜ヲ謹製シ昭和三年十月二十七日其ノ
獻上ヲ出願シタル二十一月六日採納アラセラルル旨旨通知アリ
仍テ十二月二十七日現品ヲ上納ス

一、大禮奉祝合唱歌

一、大禮奉祝合唱歌曲 巻

歌詞 教授高野辰之謹作、曲譜 教授信時潔謹作

外四点

二、大禮奉祝 聖の御代 山田流箏曲

- 歌詞 尾上八郎謹作、曲譜 今井新太郎謹作
- 三、大禮奉祝 御代の曙 海の巻 江戸長唄
 歌詞 中内義一謹作、曲譜 吉住小三郎謹作
 稀音家六四郎謹作
- 四、大禮奉祝 御代の曙 山の巻 江戸長唄
 歌詞 中内義一謹作、曲譜 今藤長十郎謹作
 芳村孝次郎謹作
- 五、大禮奉祝 露の八千草 常磐津節
 淨瑠璃 岡嘉太郎謹作、曲譜 常磐津豊後大椽謹作
- 二、昭和三年十二月十二日 皇后陛下本校二行啓アラセラレ大禮奉祝歌曲ノ演奏ヲ聞召サル 而シテ當日ハマタ秩父宮妃殿下外一方ノ皇族殿下台臨アラセラレ且朝野ノ名士二百八十五名陪聽ノ光榮ニ浴ス眞ニ本校空前ノ盛儀タリ
 當日ノ演奏曲目別紙ノ如シ
- 三、昭和三年十二月二十二日及二十三日ノ兩日ニ亘リ 皇后陛下行啓當日ニ於テ演奏シタルト同一ノ曲目ニ依リ一般ノ人士ヲ招待シテ大禮祝演奏會ヲ開催シタルニ久邇宮朝融王竝同邦英王兩殿下台臨アラセラレ盛會ヲ極メタリ
- 四、昭和三年十一月二十四日日本校職員生徒一同ハ本校内ニ於テ大禮祝會ヲ開ク
- 五、昭和三年十二月十五日日本校生徒ハ宮城前ニ參集シ東京市内ニ於ケル中等以上諸學校ノ學生生徒トトモニ 天皇陛下トノ御親閱ヲ受ク
- 六、昭和四年三月十二日本校職員生徒一同ハ京都ニ旅行シテ大禮式場ヲ拜觀ス

官文六四號

昭和四年四月二十二日

文部大臣官房文書課長

文部書記官 窪田治輔印

東京音樂學校長 乘杉嘉壽殿

本年一月八日官文六四號ヲ以テ御大禮ニ關シ計劃施設又ハ實行セラレタル事項ノ件照會ニ及ヒ置キタル處未夕御回答無之差支フルニ付至急御回報相成度

別紙

(調書雛形) (用紙美濃日本紙全野紙)

空欄一寸三分	官	職	位	勳	功	爵	氏名
	内務大臣秘書官	從五					何某
	内閣屬	正七	七				何某
	通信書記	從六	八				何某
	陸軍歩兵少尉	正五	六		六	男	何某

備考 婦人ハ特ニ氏名ノ下ニ(女)ト記載セラレタキコト

校長訓話

〔昭和三年十一月十日御即位當日校長代理訓話〕と書き込みあり

本日御即位の大禮を擧げさせらるるに當り、我等は先づ第一に我が國體の尊さ、我が國柄の有難さに就いて深く思を及さねばならぬ。申すまでもなく我が國は萬世一系の君之を治しめされ、累代の億兆心を一にして之に仕へまつり忠孝一本の大道、君民一體の至誠は建國の當初より我國民精神として毫も渝ることなくして今日に到つたのである。かくの如き尊き有難き國柄は世界廣しと雖も他にその類を見ることが出来ぬ。實に唯一にして無比、至純にして至高のものである。此の國に君臨し給ふ天皇の即位の大禮は我等國民の深き欣びであり、且大きな誇であるばかりでなく、廣く世界人類の讚仰羨望に値すべきことと信ずる。

次に此の尊い國に君臨し給ふ今上陛下は今や春秋に富ませられ、此の國家、此の民族の前途に潑刺たる英氣と多大なる希望を垂れさせらるゝ點に於て、又我等臣民は深き欣びと、大なる力強さを感じる次第である。

更に又陛下が昔に春秋に富ませらるゝのみでなく數々の御聖徳の彌高きことは今更申すも畏きことながら就中神明に對する敬虔崇高なる御信念、皇祖皇宗を初め皇考に對する御孝心の彌厚きは申すも更なり、下萬民に對する御仁慈深き大御心は富士の高嶺の夫れにも譬ふべく我等は心よりその御尊さを仰ぎ奉るのである。

此の如き英明なる聖天子の御代に生き、而も世界の舞台に大なる役割を演ずべき使命を擔ふ我等日本國民は各自その道にいそしみ、その本分を盡して以て愈々國家民族の大を成し遂げ、我等の一生を

して意義あり、光輝あらしめねばならぬ。

されば諸子は爾今一層修養に勉學にこれ努め他日に備ふる様心掛けることを切望して止まぬ。

〔手書き〕
〔祝辭弔祭文案〕

(二) 紀元二千六百年奉祝関連

本校は昭和十五年に行われた紀元二千六百年祝賀行事に奉祝演奏会を中心に参加している。演奏会については本百年史『演奏会篇第二卷』参照。ここでは国立公文書館所蔵の『紀元二千六百年季祝典記録 第十一冊』より、とくに奉祝楽曲受贈經過や、行事と本校との関わり方を示す箇所を掲げる。原資料中の註記は三箇所を除き省略し、掲載する場合のみ〔註記後掲〕と記す。

本校は校長を筆頭に、企画や演奏の各部門に委員を出したほか、オーケストラ指揮者および楽団員の出演をもって参加した。

第九節 紀元二千六百年奉祝楽曲演奏會

第一項 奉祝楽曲受贈經過

第一目 奉祝楽曲寄贈方依頼

紀元二千六百年奉祝會ニ於テハ光輝アル紀元二千六百年ヲ迎フルニ際シ、之ガ奉祝ヲ國內的行事ノ範圍ニ止メズ國際的意義アルモノヲモ撰ビ、喜ビヲ友邦ニ頒タントスルノ意圖ノ下ニ國際交歡ノコトヲ考慮シタルモ、國際情勢日々緊迫ヲ加ヘ、世界動亂ノ兆顯著ナルモノアリ形勢ノ推移逆賭シ難ク、昭和十五年ニ於ケル祝典ニ際シ各種國際大會等ノ開催ハ殆ド不可能ナラント豫測セザルヲ得ズ。曩ニオリムピツク東京大會ノ中止アリ、次イデ紀元二千六百年記念日本